

広島県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
ファーマシイ薬局尾道	ファーマシイ尾道薬局	尾道市西御所町六番一七号	平成三〇年一月一日
ファーマシイ薬局ふれあい	ファーマシイふれあい薬局	尾道市栗原町八五一七番地一	平成三〇年一月一日
ファーマシイ薬局あすなろ	ファーマシイあすなろ薬局	尾道市御調町市一〇六番地	平成三〇年一月一日
ファーマシイ薬局病院前	ファーマシイ病院前薬局	尾道市新高山三丁目一一七〇番地一〇九	平成三〇年一月一日
ファーマシイ薬局新高山	ファーマシイ新高山薬局	尾道市新高山三丁目一一七〇番地一四七	平成三〇年一月一日
ファーマシイ薬局せら	ファーマシイせら薬局	世羅郡世羅町本郷八二三番地一三	平成三〇年一月一日